二条第一項並びに第二百三条の規定は、建設機械の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第百十条、第百八十一条第二項及び第百八十五条第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「建設機械」と、「登記記録」とあるのは「登記用紙」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、民法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第五十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十二条の二ただし書の規定に基づき、及び同法を実施するため、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月二十八日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

第一条　航空法施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（法第百三十二条の二ただし書の国土交通省令で定める場合）	（法第百三十二条の二ただし書の国土交通省令で定める場合）
第二百三十六条　法第百三十二条の二ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	**第二百三十六条**　法第百三十二条の二ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する試験飛行を行うことにつきあらかじめ国土交通大臣に届け出ている場合とする。
一　次に掲げる要件のいずれにも該当する試験飛行を行うことにつきあらかじめ国土交通大臣に届け出ている場合	一　無人航空機の研究開発のために行うもの又は無人航空機の製造過程において行うものであること。
イ　無人航空機の研究開発のために行うもの又は無人航空機の製造過程において行うものであること。	

ロ　試験飛行を行う区域周辺の人又は物件の安全を確保するために必要な補助者の配置その他の国土交通大臣が定める措置が講じられているものであること。

二　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十六号）第二条第一項に規定するオーストラリア軍隊が、その任務の遂行に必要な業務のために無人航空機を飛行させることにつき、あらかじめ国土交通大臣に届け出ている場合

2　前項各号の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　飛行の目的、日時、区域及び高度

三　飛行に用いる無人航空機の種類その他の無人航空機の概要に関する事項

四　（略）

3　（略）

4　第一項各号の規定による届出をして無人航空機を飛行させる者は、当該無人航空機に前項の届出番号の表示その他の当該無人航空機が当該飛行を行うものであることを確認することができる措置を講じなければならない。

（飛行禁止空域における飛行の許可）

第二百三十六条の七十四　法第百三十二条の八十五第二項又は第四項第二号の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　無人航空機の登録記号（第二百三十六条第一項各号の規定による届出をして無人航空機を飛行させる場合にあつては、同条第三項の届出番号。以下同じ。）

三～九　（略）

二　試験飛行を行う区域周辺の人又は物件の安全を確保するために必要な補助者の配置その他の国土交通大臣が定める措置が講じられているものであること。

2　前項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　試験飛行の目的、日時、区域及び高度

三　試験飛行に用いる無人航空機の種類その他の無人航空機の概要に関する事項

四　（略）

3　（略）

4　第一項の試験飛行を行う者は、無人航空機に前項の届出番号の表示その他の当該無人航空機が当該試験飛行を行うものであることを確認することができる措置を講じなければならない。

（飛行禁止空域における飛行の許可）

第二百三十六条の七十四　法第百三十二条の八十五第二項又は第四項第二号の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　無人航空機の登録記号（第二百三十六条第一項の試験飛行を行う場合にあつては、同条第三項の届出番号。以下同じ。）

三～九　（略）